

7 雇用・労働

1 円滑な労働移動を可能とする規制改革

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	能力開発プログラムの充実 (厚生労働省)	a 労働市場全体のポテンシャル向上という見地から、制度創設以来の運用実態等を踏まえ、支給対象者の範囲なども含め、教育訓練給付制度等の在り方について更に検討する。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	法案成立後、措置(5月施行予定)	(厚生労働省) 教育訓練給付の対象講座については、雇用の継続、安定に資することが明確であるものに限定するため、講座指定の見直しを実施している。平成14年4月の指定に当たっては、基礎的・入門的レベルの講座を排除し、大学・大学院等における高度な社会人向け教育訓練コースの指定を拡大し、支給実績がない講座の再指定を行わない等の措置を実施した。また、平成14年10月の指定に当たっては、公的職業資格等、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能な講座に重点化して指定した。さらに、本年1月31日、第156回国会に教育訓練給付の支給対象者の範囲について、支給要件である被保険者であった期間を5年から3年に引き下げる等の見直しを内容とした雇用保険法等の一部を改正する法律案を提出したところである。	雇用 ア a

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
		b キャリア・コンサルティングや職業能力評価制度の拡充、資金の貸付制度等の活用の促進等、個人の自発的な能力開発に対する支援を強化する。	一部措置済		逐次実施	<p>(厚生労働省)</p> <p>キャリア・コンサルティング(キャリア・カウンセリング)を普及するため、キャリア形成促進助成金(職業能力評価推進給付金)の支給対象試験として、平成14年11月から民間機関が実施するキャリア・コンサルタント能力評価試験の指定を開始した。また、平成15年3月に、キャリア・コンサルティングを行う能力開発支援アドバイザーをハローワーク等に約80名増員して配置し、資金の貸付制度等の情報提供を含め、労働者の自発的な能力開発に向けての相談機能を強化した。</p> <p>民間活力を活用した職業能力評価制度を拡充するため、平成14年4月10日付けで指定試験機関が技能検定の試験業務を行うことができる職種を4職種追加し、平成14年6月11日付けで当該職種の指定試験機関の指定を行ったところであり、平成14年度中に当該指定試験機関によって技能検定が実施された。</p>	雇用 ア b

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	職業紹介規制の抜本的緩和 (厚生労働省)	a 求職者からの手数料規制緩和 平成14年2月の省令改正により、年収1,200万円を超える科学技術者・経営管理者からも徴収可能となったところであるが、求職者の実情等を踏まえ、求職者からの手数料規制については、より労働市場のニーズに合致したものとするため、年収要件の大幅な引き下げ、職種拡大により対象者の拡大を図る。	一部措置済(2月施行)	平成15年度までに実施(速やかに実施)		(厚生労働省) 「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」(平成14年厚生労働省令第12号。平成14年2月14日公布)により、職業紹介に係る求職者からの手数料徴収について、一定以上の収入を得られる管理職層(経営管理者、科学技術者)の求職者からの手数料徴収を可能とした。(平成14年2月16日施行) また、労働政策審議会職業安定分科会において、職業紹介事業制度全体の在り方等について、求職者手数料の在り方を含め検討した結果、求職者の実状等を踏まえ、年収に係る要件を引き下げるとともに、経営管理者、科学技術者の範囲について、より労働市場のニーズを踏まえたものとするのが適当であるとの結論を得たところ。この結論を踏まえ、第156回国会に提出している職業安定法及び労働者派遣法の改正法案の施行に併せ、具体的な内容を検討し、所要の措置を講ずる予定。	雇用 ア a
(2)	職業紹介規制の抜本的緩和 (厚生労働省)	c 無料職業紹介事業に関する規制緩和 (a) 無料職業紹介事業の届出制の範囲の拡大について検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 また、昨今の深刻な雇用情勢の下では、国・地方・民間等あらゆる機関の職業紹介能力を十分に活用する必要があり、地方公共団体においても無料職業紹介を事業として行えるようにする。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、職業紹介事業制度全体の在り方等について、無料職業紹介事業の許可制の在り方を含め検討したところ、 (1) 商工会議所、農協等特別の法律に基づいて設立された団体が構成員のために行う無料職業紹介事業については、届出制に緩和すること (2) 許可制を事業所単位から事業主単位に変更すること等を内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。 また、地方公共団体による無料職業紹介事業について、国と地方の二重行政となることのないよう配慮しながら、実施を可能とする内容の結論を得て、所要の法案を第156回国会に提出した。	雇用 ア c (a)

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	職業紹介規制の抜本的緩和 (厚生労働省)	d 有料職業紹介事業に関する規制緩和 (a) すべての事業所に許可が必要としている現行の有料職業紹介事業の許可制は、手続の簡素化の観点から、法人としての許可があれば、事業所の設置は届出で済むよう許可制度を緩和することを含め、検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 職業紹介事業に係る兼業規制については、これを原則として撤廃することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に関係法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、職業紹介事業制度全体の在り方等について、許可制の在り方や兼業禁止規制の在り方を含め検討した結果、有料職業紹介事業の許可制について、事業所単位から事業主単位に変更するとともに、兼業禁止規制を廃止すること等を内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 ア d (a)
(2)	職業紹介規制の抜本的緩和 (厚生労働省)	f 公共職業安定所紹介要件の緩和 (a) 特定求職者雇用開発助成金を始めとする雇用関係助成金については、公共職業安定所の紹介要件を緩和し、都道府県労働局長への届出により、民間の職業紹介事業者の紹介による雇入れも支援対象とする措置を講じたが、不正防止にも留意しつつ、今後とも、要件緩和の趣旨・内容等の周知徹底を図る。 ----- (b) 助成金の在り方そのものについても、費用対効果の観点からその見直しを検討する。	適宜実施			(厚生労働省) 要件緩和の趣旨・内容等について、事業主説明会等を開催するほか、新しいリーフレットの配布及びテレビ等マスメディアを通じた広報活動、ハローワークインターネットサービス等への掲載により、周知の徹底を図っているところ。	雇用 ア f (a)
			検討	結論	措置(4月及び6月施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、雇用保険三事業各種助成金については、早期再就職の促進等雇用保険制度全体の見直しに方向に則し、現下の厳しい雇用失業情勢の中で十分に政策効果が上がるよう、重点化、合理化を図り、また、利用実績等から政策的必要性が低下している助成金については廃止するなどの整理統合をあわせて行うこと等を内容とする結論を得たところであり、平成15年4月及び6月から見直し後の制度を施行する予定。(一部は、平成14年12月及び平成15年2月に施行。)	雇用 ア f (b)

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
		(c) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定める就職促進給付のうち再就職手当の一部及び常用就職支度金についても、不正防止等の観点から公共職業安定所の紹介を支給要件としているが、厳しい雇用保険財政に留意しつつこれを緩和する。	検討	結論	措置(5月施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、就職促進給付の在り方も含め雇用保険制度全体の在り方について検討した結果、就職促進給付については、公共職業安定所と民間職業紹介所の紹介による再就職手当及び常用就職支度金の支給の仕組みを統一することとし、公共職業安定所の紹介を支給要件とするものについて、民間職業紹介所の紹介により職業に就いた場合においても、これらを支給すること等を内容とする結論を得たところとあり、本年1月31日、第156回国会に提出した雇用保険法等の一部を改正する法律案の成立を待って、見直し後の制度を施行する予定。	雇用 ア f (c)
(2)	職業紹介規制の抜本的緩和 (厚生労働省)	g 職業紹介責任者に係る規制緩和 職業紹介制度全体の見直しに併せて、下記の項目についても検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (a) 職業紹介責任者の設置要件(人数)の見直し 責任の所在を明確にするためにも、職務内容の見直しを前提に、設置要件(人数)の大幅な見直しについて検討 (b) 人事異動の都度必要とされる同責任者の変更手続の簡素化 (c) 講習制度について、その在り方及び講習内容の見直し (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、職業紹介事業制度全体の在り方等について、職業紹介責任者の在り方を含め検討した結果、 (1) 業務を統括する者であることの明確化、選任要件の見直し (2) 変更手続の簡素化 (3) 講習の見直し(有効期間の5年への延長、再講習について講習時間数の短縮) を内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 ア g

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(3)	労働者募集に係る規制緩和 (厚生労働省)	職業紹介制度全体の検討に併せて、委託募集の許可制については、平成11年の法改正の施行状況、諸外国の状況等を踏まえ、許可制の在り方について検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者の募集に係る制度全体の在り方等について、委託募集の許可制の在り方等を含め検討したところ、委託募集を行う事業主等については、いわゆる手配師による中間搾取等の弊害を除去し、労働者保護を図る観点から、その適格性を事前にチェックする必要があり、原則として許可制を維持することが必要であるが、無報酬の委託募集については届出制に緩和することを内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 ア
(4)	募集・採用における制限の緩和・差別撤廃 (厚生労働省)	a 改正雇用対策法に基づく「指針」に関する指導の徹底を図るとともに、年齢上限の設定を認めている例外規定の妥当性を検討する。	適宜検討			(厚生労働省) 改正雇用対策法に基づく「指針」に関し、引き続きその積極的な周知・広報を図り、理解の徹底に努めることとし、安定所で受理した求人のうち、年齢不問求人の割合を、平成17年度に30%とする目標を設定したところであり、その達成を目指して着実な取組みを展開しているところ。	雇用 ア a
	(厚生労働省)	b 雇用者が年齢上限を設定する際の理由説明の法的義務化、あるいは年齢制限そのものの禁止についての可能性を検討する。	中長期的に検討			(厚生労働省) 当面は、改正雇用対策法に基づく「指針」に関し、引き続きその積極的な周知・広報を図り、理解の徹底を図ることが必要である。 なお、年齢制限そのものの禁止について、導入の是非、導入する場合の時期・条件等について、さらに国民的な合意の形成に努めていくことが必要である。	雇用 ア b
	(厚生労働省、法務省)	e 採用または労働条件その他労働関係に関する事項について、人種・信条・社会的身分等を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を定めた「人権擁護法案」が国会に提出されているところであるが、成立後におけるその円滑な施行を図る。 (第154回国会に係る法案提出)	結論(法案提出)	法案成立後、公布及び措置(平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間で政令で定める日より)		(厚生労働省・法務省) 平成14年3月に、人種等を理由とする採用差別等を禁止する人権擁護法案を国会に提出したところであり、同法案は、現在継続審議中である。	雇用 ア e

2 就労形態の多様化を可能とする規制改革

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	労働者派遣制度全体の見直し (厚生労働省)	b 派遣期間の延長又は撤廃 派遣期間の制限に関しては、法律に基づく1年の期間制限と行政指導に基づく3年の期間制限のいずれについても、派遣労働者の声を踏まえ、これを延長又は撤廃することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、派遣期間の在り方を含め検討した結果、現行の1年の期間制限を見直し、3年まで受入れ可能とすること、行政指導に基づく3年の期間制限を廃止すること等を内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 イ b
(1)	労働者派遣制度全体の見直し (厚生労働省)	d 派遣対象業務の拡大等 (a) 現行労働者派遣法は、附則において、当分の間「物の製造」の業務について派遣事業を禁止しているが、製造業務の派遣事業に係る他国の状況も踏まえながら、これを解禁することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、派遣対象業務の在り方を含め検討した結果、「物の製造」の業務について対象業務とすること等を内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 イ d (a)
(1)	労働者派遣制度全体の見直し (厚生労働省)	a 労働者派遣事業に関する規制緩和 すべての事業所に許可が必要としている現行の労働者派遣事業の許可制については、手続の簡素化の観点から、法人としての許可があれば、事業所の設置は届出で済むよう許可制度の緩和を行うことを含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、許可制の在り方を含め検討したところ、一般労働者派遣事業の許可制について、事業所単位から事業主単位に変更すること等を内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 イ a

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	労働者派遣制度全体の 見直し (厚生労働省)	e 紹介予定派遣制度の見直し 紹介予定派遣を通常の派遣と同様の規定で律することには限界があり、実態調査等を踏まえ、事前面接や履歴書の送付要請、採用内定等の行為の解禁等法制度を含む現行制度の見直しを行う。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、紹介予定派遣の在り方を含め検討した結果、円滑な運用を妨げている阻害要因として指摘されている (1) 派遣就業開始前の面接、履歴書の送付 (2) 派遣就業開始前及び派遣就業期間中の求人条件の明示 (3) 派遣就業期間中の求人・求職の意思等の確認及び採用内定 ができないとされていることについて、可能とすることとする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 イ e
(1) ア	労働者派遣制度全体の 見直し (厚生労働省)	f その他 (a) 派遣元責任者の選任に係る見直し 派遣元責任者の選任の在り方について見直す。また、その際、講習制度についても簡素化を検討する。	検討	平成15年度までに措置		(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、派遣元責任者の選任の在り方を含め検討した結果、派遣元責任者の変更手続の簡素化、派遣元責任者講習の見直し(講習の有効期間の5年への延長、再講習について講習時間数の短縮)を内容とする結論を得た。この結論を踏まえ、第156回国会に提出している職業安定法及び労働者派遣法の改正法案の施行に併せ、具体的な内容を検討し、所要の措置を講ずる予定。	雇用 イ f (a)
(1) イ	労働者派遣制度全体の 見直し (厚生労働省)	f その他 (b) 労働者派遣に係る手続の簡素化 労働者派遣事業に係る手続を事業所ごとの手続から本一括の手続に緩和すること、届出書類を削減することを含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、労働者派遣に係る手続の簡素化を含め検討した結果、一般労働者派遣事業の許可制について、事業所単位から事業主単位に変更すること、また特定労働者派遣事業の届出制について、本一括して届け出ることを可能とすることを内容とする結論を得て、所要の法案を第156回国会へ提出した。	雇用 イ f (b)

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1) ウ	労働者派遣制度全体の見直し (厚生労働省)	f その他 (c) 派遣先事業主から派遣元事業主への通知書類の電子化 派遣先事業主から派遣元事業主への通知について、労働者保護にも留意しつつ、電子媒体による通知も可能とすることを検討する。	検討	平成15年度までに措置		(厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会において、労働者派遣事業制度全体の在り方等について、通知書類の電子化を含め検討した結果、派遣先から派遣元事業主への通知及び派遣元事業主から派遣先への通知について、ファックスや電子媒体による通知を可能とすることを内容とする結論を得た。この結論を踏まえ、第156回国会に提出している職業安定法及び労働者派遣法の改正法案の施行に併せ、具体的な内容を検討し、所要の措置を講ずる予定。	雇用 イ f (c)、 IT E21
(2)	有期労働契約の拡大 (厚生労働省)	a 有期労働契約については、働き方の選択肢を増やし、雇用機会の拡大を図るためにも、専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 平成15年2月、労働政策審議会において、専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長することを盛り込んだ労働基準法改正案要綱について、おおむね妥当との答申を得たところである。これを踏まえ、第156回国会に法案の提出を行った。	雇用 イ a
(3)	裁量労働制の拡大 (厚生労働省)	b 企画業務型裁量労働制については、導入手続きが複雑であり、適用対象事業場等が限定的であることから、その手続の大幅な簡素化や適用対象事業場等の拡大を図ることを検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6ヶ月以内に施行予定)	(厚生労働省) 平成15年2月、労働政策審議会において、企画業務型裁量労働制の手続の簡素化や適用対象事業場の要件を緩和することを盛り込んだ労働基準法改正案要綱について、おおむね妥当との答申を得たところである。これを踏まえ、第156回国会に法案の提出を行った。	雇用 イ b

3 新しい労働者像に応じた制度改革

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	労働基準法の改正等 (厚生労働省)	a 高度の専門能力を有するホワイトカラー層などの新しい労働者像にも適切に対応した、新たな時代の雇用関係を規定する基本法とするために労働基準法の見直しを検討する。 中長期的には、裁量性の高い業務については労働時間規制の適用除外方式を採用することを検討する。(その際、管理監督者等に対する適用除外制度の在り方について、深夜業に関する規制の適用除外の可否を含め検討。)	速やかに検討			(厚生労働省) 労働基準法第41条の適用除外の範囲の在り方については、平成14年12月、関係審議会において、さらに実態を調査した上で、今後検討することとされた。	雇用 ウ a
		c 解雇の有効・無効に関する労使双方の事前予測可能性を高めるため、解雇の基準やルールについて、これを立法で明示することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。その際には、いわゆる試用期間との関係についても検討するとともに、解雇の際の救済手段として、職場復帰だけでなく、「金銭賠償方式」という選択肢を導入することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回国会に法案提出等所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出等所要の措置			

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	社会保険制度改革等 (厚生労働省)	c 年金・医療保険においても、パートタイム労働者について適用基準に該当する労働者への適用の徹底を図るとともに、適用範囲の拡大について早急に検討する。	速やかに検討・結論			<p>(厚生労働省)</p> <p>平成13年12月に「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」が報告書を取りまとめた。この中で、女性と年金に関して検討していく具体的な課題として、3号被保険者制度の見直しや、短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大等、今後議論を重ねていくべき論点について整理された。</p> <p>昨年6月からは、「雇用と年金に関する研究会」を開催し、雇用と年金に関する論点について労働経済をはじめとする専門的な観点から検討を行い、短時間労働者に対する厚生年金の適用については、就労形態の多様化等に対応し、被用者としての年金保障の充実等を図る観点から、適用を拡大する方向で検討を進める必要があるとする報告書を平成15年3月にとりまとめた。</p> <p>厚生労働省においては、昨年12月、平成16年の次期年金制度改革の骨格に関して今後の議論のたたき台となるものとして「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を取りまとめ、その中でも「短時間労働者に対する厚生年金の適用を行う方向で検討する」としており、第3号被保険者制度の見直しも含め、今後社会保障審議会年金部会等において具体的な検討をしていく予定である。</p> <p>医療保険についても、年金に関する議論を踏まえ検討することとしている。</p>	雇用 ウ c

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
雇用保険 (厚生労働省、文部科学省)	c 現在、低い加入水準にとどまっている私立学校教員等については、雇用保険への加入を速やかに促進する。	措置(逐次実施)				(厚生労働省) 平成13年12月7日付け雇用保険課長通達により、全国の教員が雇用保険未加入の私立学校に対し、都道府県労働局より個別の学校訪問等を行っているところであり、加えて平成14年9月2日付け職業安定局長通達により、さらに積極的な加入勧奨を実施しているところ。 (文部科学省) 平成14年度学校法人の運営等に関する協議会(平成15年1月23日)や平成14年度第2回都道府県私立学校主管部課長会議(平成15年1月28日)等において、私立学校教員の雇用保険加入について周知した。	雇用ウc
社会保険制度改革等 (厚生労働省)	e 企業年金については、転職が不利にならないよう、確定給付型年金の中途脱退者の通算制度の拡大、個人型確定拠出年金への資産移換の仕組みの検討など確定給付型年金のポータビリティ向上に努めるとともに、コストを抑えた効率的な運営システムの整備等による確定拠出型年金の拡大を図る。以上のほか、退職金についても、長期勤続者を過度に優遇する現行制度の見直しを図る。	政令公布(12月)	一部措置済(4月施行)	速やかに検討		(厚生労働省) 確定給付型年金のポータビリティの向上については、確定給付企業年金法施行令(平成13年12月21日政令第424号)において、あらかじめ規約で定めた事業所に転職した場合には、確定給付企業年金の給付に関する権利義務を移転できるよう措置した。(平成14年4月1日施行)	雇用ウe

4 事後チェック機能の強化

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	社会保険労務士の個別労働関係紛争当事者の代理 (厚生労働省)	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することを社会保険労務士の業務に加えることを盛り込んだ社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号、平成14年11月27日公布)の円滑な施行を図る。		適宜実施		(厚生労働省) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することを社会保険労務士の業務に加えることを盛り込んだ社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号)の円滑な施行を図るため、社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)の改正を行い、社会保険労務士法の一部を改正する法律とともに、平成15年4月1日に施行される予定である。	雇 用 工